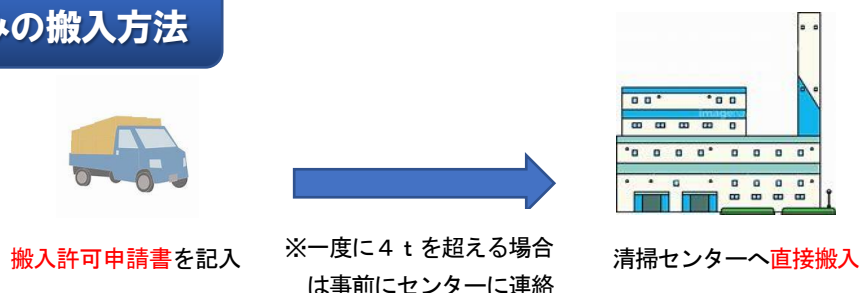


御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法について

ごみの搬入方法



- ① **搬入許可申請書**を入手し、必要事項を記入する。
入手方法：市役所、町役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
市役所、町役場、清掃センターの窓口で入手
- ② 御坊広域清掃センター搬入窓口にて**搬入許可申請書**を提示する。
申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を**身分証明書（運転免許証等）**で確認します。
発生場所の確認：ごみの発生場所を確認します。
搬入物の確認：ごみの内容を確認します。
- ③ 搬入用計量器で計量する。
車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。
- ④ ごみを所定の場所に降ろす。
職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。
- ⑤ 精算用計量器で計量し、手数料を支払う。
ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき 33円（税込） <u>最大積載量 1.5t 未満の車両に限ります。</u> 家庭系のごみであっても最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。 事業系ごみの場合、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。
事業系	10kgにつき 110円（税込）

注意事項

○受付時間を守ってください。

平日（月～金）	8：00～11：45、12：45～16：00 <u>11：45～12：45は受付を行いません。</u>
日曜日（月に一度）	8：00～11：30 月に一度、一般個人ごみ（最大積載量 1.5t 未満の車両に限る）の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

- 御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町以外のごみは搬入できません。
- 手数料免除のごみ（災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等）は、事前に市役所・町役場が発行する許可証が必要です。
- 一度に4tを超えるごみを搬入する場合は、事前に清掃センターに連絡してください。置き場所を確保するため、搬入量を制限する場合があります。
- 清掃センターで処理できないものは、処理困難物として搬入をお断りします。
- 農業など事業で発生した廃棄物は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物に分類され、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。
- 家庭系のごみであっても最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。事業系ごみの場合、産業廃棄物に該当するものは搬入できませんのでご注意ください。

処理困難物（主なもの）

一般個人・事業系共通のもの

油（植物性以外）	断熱材
網（漁網）	動物の死体
石膏ボード、サイディング材	土砂、コンクリート
FRP製品	トタン（FRP入り）
仮設トイレ	農ビ、マルチ（農業用）
家電リサイクル法対象品目	農薬（ピクリン）の缶
テレビ、エアコン、冷蔵庫、	瓦
冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	バイク（排気量 50cc 超）
自動販売機	バッテリー
焼却灰	パソコン（PCマーク入り）
タイヤ	プロパンボンベ

事業系のみ ※産業廃棄物になります。

畳（ホリスリフォーム使用）	自動車部品	塩ビ配管	発砲スチロール
建築廃材	廃プラスチック類	コンパネ	太陽光パネル

- 産業廃棄物に該当するか不明な場合は、事前に御坊広域清掃センター又は市町担当課までお問合せください。

【お問合せ先】

・御坊広域清掃センター	☎ 0738-29-3030
・御坊市環境衛生課	☎ 0738-23-5506
・美浜町住民課	☎ 0738-23-4904
・日高町住民生活課	☎ 0738-63-3800
・由良町住民福祉課	☎ 0738-65-0201
・印南町生活環境課	☎ 0738-42-1732
・日高川町住民課	☎ 0738-22-1701